

## プライベートBOXサービス約款

### 第1章 総則

第1条（約款の適用）

京東物流株式会社（以下、「当社」といいます。）は、このプライベートBOXサービス約款を定め、これによりプライベートBOXサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（適用の範囲）

本約款は、本サービス利用によるすべてに適用されるものとします。尚、デイトラックなる商標にて告知・掲示され提供するサービスについても適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

この約款において次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

プライベートBOXサービス	当社が指定するコンテナ等を利用する契約者に向けて行うサービスをいいます。
コンテナ等	当社が設置した取容用のコンテナまたはこれに類するもの。
契約者	当社が指定する手続きによりこの約款を承諾の上、当社と本サービスの利用契約を締結している個人又は法人をいいます。
連帯保証人	本サービスによって生じた金銭債務並びに取容品の引取義務を契約者と連帯して負うもの。

第4条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。但し、本約款の変更後の詳細については、当社WEBサイト（URL：http://www.privatebox.jpまたはhttp://www.daily-trunk.com）に掲示することにより、契約者へ通知したものとします。

2 本約款変更後も契約者が利用契約を継続した場合、変更後の約款についても同意したものとみなします。

### 第2章 サービス内容

第5条（サービス内容）

当社指定のプライベートBOX賃貸借契約書に記入された情報をもとにコンテナ等のスペースの提供、その他付随サービス全般を行います。

2 当社の営業時間は、平日の午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝祭日に関してはお貸しするコンテナ等が設置されている場所によって異なります。また、夏期、ゴールデンウィーク、年末年始等は営業をお休みします。

3 途中入出庫される場合は前営業日の午後3時までにご連絡下さい。事前にご連絡がない場合、入出庫ができません。

4 詳細なサービス内容については、当社WEBサイトまたは当社が承認している広告媒体等に表示されているサービス内容に基づきます。

5 契約期間は1ヶ月単位とし、契約日に関わらず、当月の1日から末日までをいいます。

【コンテナ等に収容できるもの】

たんす、書棚、簡易ベッド、じゅうたん、台所用品、食器、その他一般家具類
冷暖房機器、音響機器、自転車、その他家庭用機器類
運動用具、玩具、その他の楽器・娯楽用品類
身の回り品、衣類等
書籍等
複写機、コンピューター機器及び周辺機器、キャビネット、金庫、その他の事務用機器類
事務文書、帳簿、図面、その他の文書類
磁気テープ、磁気ディスク、フィルム、レコード、その他の記録媒体類
その他一般家財に該当するもの

※コンテナの収納品は禁忌品、危険品、貴金属、書画、骨とう、毛皮、高級衣類等の高価品、商品・製品等、現金、有価証券、貴重な書類、生物、腐敗しやすい物、汚損物、臭気物、又は盗品、他に害を及ぼす恐れのあるものは、収納できません。

### 第3章 サービスの利用契約等

第6条（契約の単位）

原則として本約款、第7条に定める契約できる者の条件を充足する1コンテナ等毎にプライベートBOX賃貸借契約を締結します。ただし双方、特段の事情があり止むを得ない場合は、この限りではありません。

第7条（契約期間）

契約期間は原則として3ヶ月とします。但し、当社が承諾した場合はこの限りではありません。

2 ご利用期間満了日の1ヶ月前までに解約の意思表示がない場合は契約書記載の期間を延長することとし、以後も同様とします。

第8条（契約できる者の条件）

当社とプライベートBOX賃貸借契約を締結できる者は、次の各号のいずれかに該当、且つ当社社内審査の通った個人又は法人とします。

- ①日本国籍の方
- ②信用不安の発生していない方
- ③責任能力を有している方

第9条（権利譲渡の禁止）

契約者は、本サービスを受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第10条（契約申込の方法）

本サービスの契約申込をする時は、当社に対して所定の書面による申込を要するものとします。但し、当社が別に定める方法により確認する場合はこの限りではありません。

第11条（契約申込の承諾）

当社は、本サービスの契約申込があった時は、受付順に従って承諾します。

2 当社は前項の規定に関わらず、次の場合には、本サービスの契約申込を承諾しない場合があります。

- ①本サービスに関する当社の業務遂行上著しい支障があった場合。
  - ②本サービスの契約申込をした者がその申込にありたり虚偽の内容を記載した契約書を提出した場合。
  - ③その他前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
- 3 前項のいずれかに該当し当社が直接的、間接的に損害を被った場合は、その損害の賠償を請求します。

第12条（プライベートBOX-ID、鍵、セキュリティカード）

プライベートBOX-ID（以下ID）を当社より発行する事がございます。又、IDは当社において決定します。

2 本約款は、修理及び復旧の為の暫定措置の場合のほか、技術上及びセキュリティ上やむを得ない理由がある場合には、IDを抹消等することがあります。

3 IDの代替又はIDに加えてセキュリティカードをお渡しする場合があります。鍵、セキュリティカードに記載されたコンテナNo.は本人性の確認に利用させて頂く場合もあります。尚、コンテナNo.が第三者に漏洩した場合、当社は一切の責めは負いません。

第13条（契約者の地位の承継）

契約者において、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、契約者の地位を継承するものとします。また、相続人が複数存在する場合は、継承する相続人を定め当社に届出を要するものとします。

第14条（契約者の登録内容の変更）

契約者は、氏名、住所、住所もしくは所在、連絡先または決済方法等の変更があったときは、そのことを速やかに当社に対して通知をし、所定の書面による届出を要するものとします。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第15条（契約者が行う契約の解除）

契約者が本サービスの契約を解除しようとする時は、当社に対して所定の書面による届出を要するものとします。

第16条（当社が行う契約の解除）

当社は、第19条（サービスの提供停止）の規定によりサービスの提供を停止された契約者がその原因となった事実を解消しない場合は、何らの通告、催告なしに当社は契約を解除します。

### 第4章 利用停止等

第17条（契約者の都合によるサービス停止）

契約者は、不慮の事故等により鍵・セキュリティカード・IDを紛失・破損・失念などした場合は、当社に対して所定の書面による届出を要するものとします。また、同時にサービスの中断を定めることができます。

第18条（当社の都合によるサービスの提供停止）

当社は、次の場合には、すべて又は一部のサービスの提供を停止することがあります。

- ①電気通信設備の保守点検又は工地上やむを得ないとき。
  - ②ストライキ等による業務停止
  - ③個人情報・顧客情報の漏洩が想定される事態があったとき。
  - ④効率のよいサービスを提供する為いやむを得ない場合、その他セキュリティ上及び業務の遂行上やむを得ない事態があったとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスのすべて又は一部の提供を停止するときは、あらかじめ契約者にお知らせします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 当社は、自然災害等または予期できない事故が発生した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第19条（サービスの提供停止）

当社は次の場合において本サービスの提供を停止することがあります。

- ①本サービスの契約者が、本約款に違反したとき。
- ②本サービスの提供を著しく妨害した当社が判断したとき。
- ③鍵の複製の一個または一部でもその弁済を遅滞したとき。
- ④銀行取引停止処分、手形交換所の不渡処分を受け、または第三者から保全処分、強制執行、競売の申立を受け、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立をし、または受け、もしくは国税徴収法またはこれに準ずる公租公課の滞納処分を受け、または受ける恐れがあるとき。
- ⑤債務者及び担保提供者が行方不明となったとき。

### 第5章 料金等

第20条（サービス料金等）

当社ホームページ上または当社が承認している広告媒体等に表示されているサービス内容に基づく金額をもってサービス料金とします。

2 原則としてサービスを受ける前月末日または当社が定めた日をサービスの支払期限とします。

①口座振込、口座自動引落しの支払い方法においては、3ヶ月分のサービスの支払いです。

②クレジットカード決済もしくはこれに準じた支払方法または当社が承認した場合はこの限りではありません。

### 第6章 損害賠償

第21条（責任の制限等）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、そのサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、48時間以上その状態が連続した限りにおいて、当該サービスの契約者の損害を1ヶ月又は1回当たりの該当するサービス料金相当額を限度額として賠償します。

2 当社がサービスを提供する施設において、施設の欠陥等により身体・財物損害が発生した場合は、当社の責めに帰すべきときは法律上負うべき損害を賠償致します。但し、取容品に関する損害については直接損害のみを補償の対象とし、当社に通知された取容品時価換算額を限度として賠償いたします（間接損害は補償の対象外）。

第22条（契約者の賠償責任）

契約者の取容品に起因して発生した損害に関しては、法律上の賠償責任を負担していただきます。

2 当社のサービスを利用するにあたって生じた、契約者の責めに帰すべきいかなる損害に対しても、契約者は誠意をもって自ら解決するものとします。

第23条（免責）

自然災害、火災、紛争、戦争などの当社の管理範囲を超える事由につき本サービスを提供できなかった場合、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

- ①自然災害、火災、盗難、紛失、紛争、戦争等により取容品に損害が発生した場合。
- ②カビ、サビ、虫害、寄託物の性質、欠陥若しくは自然の消耗又は荷造りの不完全であった場合。

第24条（契約者の鍵、セキュリティカードの取扱について）

契約者が本サービス利用のために所持する鍵・セキュリティカード・IDにおいて、次のような行為等によって何らかの損害を被ったとしても、当社はその損害を賠償しません。

- ①鍵・セキュリティカードの紛失または盗難、第三者による偽造。第三者によるIDの流用。
- ②鍵・セキュリティカードの破損。
- ③鍵・セキュリティカードを第三者に譲渡・貸与・質入すること。

第25条（鍵・セキュリティカードに対する契約者の賠償義務）

契約者は、本サービス利用のために当社から貸与される鍵・セキュリティカード・IDを紛失もしくは盗難または破損、失念してしまった場合、各セキュリティシステム1つにつき、金5,250円（税込）をお支払いいただきます。

第26条（本人性の確認）

契約者が本サービスの契約締結時から、利用継続期間において、又契約を解除する時も含めて、契約内容に何らかの異動が発生する手続、入出庫手続きの実施にあたっては、当社は次の各号に定める事項のいずれかにつき照合して本人であることの確認を行い、その確認手続きの実施を以って、当社は本人確認事項に関して発生する一切の損害の責めを負いません。尚、当該手続きを行う者が契約者本人でない場合であっても、

次の各号に定める事項等が照合できた場合は、本人より権限が与えられているものとみなします。

(1) 契約締結時

①個人の場合は、住民票、運転免許証、健康保険証、パスポート等本人を確認できる書類の提出（コピー含む）。法人の場合には、商業登記簿謄本または抄本の提出。

②連帯保証人必要と当社が判断した場合には、当社が必要と認める前号と同様の書類の提出。

(2) 利用継続期間中

- ①契約者若しくは連帯保証人の各氏名
- ②契約者若しくは連帯保証人の各住所
- ③契約者若しくは連帯保証人の各生年月日
- ④契約時登録されているID、契約時にお渡しした鍵、セキュリティカード
- ⑤契約者若しくは連帯保証人の運転免許証等、公的証明書（コピー含む）
- ⑥法人の場合登記簿謄本（抄本）及び印鑑証明書または担当社員の社員証

2 契約者が前項に定める本人確認に応じない場合及び照合に成功しない場合、当社は取引に係る義務の履行もしくは契約内容の変更を拒むことができます。とのとします。

### 第7章 保険金規定

第27条（保険金の支払）

当社は、契約者が賃借されているサイズ毎に取容品に対して下記の金額を限度として保険を付保しています。

1M 10万円 2M 20万円 1S・SS・S 15万円 1L 25万円 2L 50万円  
前記以外の全サイズ 100万円

2 この保険は、金銭、有価証券、設計図書、帳簿、図面等、骨董品、貴重品、商品、記録媒体に記録されているデータ等に対しては保険金が支払われません。

### 第8章 雑則

第28条（契約者の義務）

当社は、契約者及び連帯保証人は次の事項を遵守しなければなりません。

- ①鍵・セキュリティカード・IDは責任をもって管理・保管すること。
- ②第26条において代理人に委任する場合は、必ず委任状を作成し提示すること。
- ③当社が貸与する施設等に關して、善良な管理者の注意をもって利用し通常の利用方法以外の利用はしないこと。
- ④賃借料等本サービスに関する料金の支払は、契約時または契約締結後変更した場合は変更後の登録内容に基づいて支払を行うこと。
- ⑤契約解除時には、当社から貸与を受けた鍵・セキュリティカード・IDは返却していただきます。

第29条（取容場所の移動）

当社は収納に必要な施設やコンテナ等に空きがないとき、その他やむを得ない事由がある場合はお客様同意を得て、他の収納施設やコンテナ等にお客様のお荷物を移動させる場合があります。但し、同意を求めないときがない場合は、お客様の同意を得ないで移動させる場合があります。

第30条（重量の制限）

収納する荷物の制限重量は3Sサイズ350kg、SS/1S/Sサイズ700kg、1Lサイズ500kg、2Lサイズ1000kgとします。

第31条（保証委託並びに賃料管理）

当社が必要と認める場合、サービス利用料金の管理を第三者機関に委託する場合があります。この場合、保証委託契約を第三者機関と締結していただく必要があります。尚、上記手続きに必要な個人情報は第三者機関に開示します。

2 当社は、支払期日を経過したにもかかわらず、当社サービスに係る料金等を支払わない者がいる場合、滞納料金回収の目的で、第三者機関に対し、料金滞納者の氏名、住所、生年月日、不払い額等の個人情報等を提供する場合があります。

第32条（約款の掲示）

当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社WEBサイト（URL：http://www.privatebox.jpまたはhttp://www.daily-trunk.com）において掲示することとします。

第33条（付則）

この約款は、平成20年10月1日から実施いたします。